



鳥取県公報

平成30年3月27日（火）
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則 (9) (くらしの安心推進課) 3
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (10) (住まいまちづくり課) 6
	鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (11) (農地・水保全課) 7

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取市が中核市に移行し、出張理容及び出張美容に係る確認検査制度を鳥取市の条例で定めたこと等に伴い、出張理容又は出張美容を行う者の届出に係る検査手数料の負担を増加させないようにするため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県理容師法施行細則の一部改正

出張理容を行う者の届出に係る検査手数料は、同時に鳥取市に対して理容所開設の届出に係る検査手数料又は出張理容を行う者の届出に係る検査手数料を納付する場合又は納付した場合には、免除する。

(2) 鳥取県美容師法施行細則の一部改正

出張美容を行う者の届出に係る検査手数料は、同時に鳥取市に対して美容所開設の届出に係る検査手数料又は出張美容を行う者の届出に係る検査手数料を納付する場合又は納付した場合には、免除する。

(3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 収入の申告等を定めた規定中引用する条例の条項を改める。

(2) 施行期日は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 目的について定めた規定中引用する条例の名称を改める等の所要の改正を行う。

(2) 施行期日は、鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

規 則

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 9 号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県理容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(理容所開設者地位承継届出書の様式) 第 9 条 略</p> <p><u>(手数料の免除)</u></p> <p>第10条 <u>条例第11条の規定による手数料の免除は、条例第 3 条第 2 項の規定による検査の申請をする者が、同時に鳥取市に対して条例第10条第 1 号又は第 2 号の手数料に相当する手数料を納付する場合又は納付した場合に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、様式第11号による申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>(書類の提出) 第11条 略</p> <p>様式第10号（第 9 条関係） 略</p> <p>様式第11号（第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">手数料免除申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県理容師法施行条例第11条の規定により手数料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;"><u>(法人にあっては、主たる</u> <u>事務所の所在地)</u></p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;"><u>(法人にあっては、名称及</u> <u>び代表者の氏名)</u></p> </div>	<p>(理容所開設者地位承継届出書の様式) 第 9 条 略</p> <p>(書類の提出) 第10条 略</p> <p>様式第10号（第 9 条関係） 略</p>

電話番号	
出張理容届出 年月日	
出張理容の区 分	理容所出張理容・理容所出張理容 以外の出張理容
添付書類 <u>条例第10条第1号又は第2号の手数料に 相当する手数料を鳥取市に納付すること又は納付 したことを証する書類</u>	

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(美容所開設者地位承継届出書の様式) 第9条 略</p> <p><u>(手数料の免除)</u> 第10条 <u>条例第11条の規定による手数料の免除は、条例第3条第2項の規定による検査の申請をする者が、同時に鳥取市に対して条例第10条第1号又は第2号の手数料に相当する手数料を納付する場合又は納付した場合に行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、様式第11号による申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>(書類の提出) 第11条 略</p> <p>様式第10号(第9条関係) 略</p> <p>様式第11号(第10条関係) <u>手数料免除申請書</u> 職 氏 名 様 <u>鳥取県美容師法施行条例第11条の規定により手数料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。</u> <u>年 月 日</u> <u>郵便番号</u> <u>住 所</u> <u>(法人にあっては、主たる 事務所の所在地)</u> 申請者 氏 名 <u>(法人にあっては、名称及</u></p>	<p>(美容所開設者地位承継届出書の様式) 第9条 略</p> <p>(書類の提出) 第10条 略</p> <p>様式第10号(第9条関係) 略</p>

<u>び代表者の氏名)</u> <u>電話番号</u>	
出張美容届出 年月日	
出張美容の区 分	美容所出張美容・美容所出張美容 以外の出張美容
<u>添付書類 条例第10条第1号又は第2号の手数料に 相当する手数料を鳥取市に納付すること又は納付 したことを証する書類</u>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(収入の申告等) 第6条の5 略 2 略 3 条例第9条の5第4項の規定による意見の申出は、収入額認定に対する意見申出書（様式第10号の6）を知事に提出してしなければならない。	(収入の申告等) 第6条の5 略 2 略 3 条例第9条の5第3項の規定による意見の申出は、収入額認定に対する意見申出書（様式第10号の6）を知事に提出してしなければならない。

附 則

この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第28号）の施行の日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則</u></p>	<p><u>鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例</u>（昭和44年鳥取県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(条例第5条第1項の規則で定める県営土地改良事業)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規則で定める県営土地改良事業は、<u>農地以外の用途に供する場合</u>にあつては別表第2に掲げる事業とし、畑として区画形質が変更され、又は造成された農地についての開田が行われる場合にあつては別表第3の左欄に掲げる事業で同表右欄に掲げる地区で行われるものとする。</p> <p>(<u>条例第7条</u>の規則で定める面積)</p> <p>第5条 <u>条例第7条</u>の規則で定める面積は、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>(<u>特別徴収金</u>の免除の申請)</p> <p>第6条 <u>条例第7条</u>の規定により<u>特別徴収金</u>の免除を受けようとする者は、<u>特別徴収金免除申請書</u>（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>特別徴収金</u>の免除をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>特別徴収金</u>免除申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり<u>特別徴収金</u>の免除を受けたいので、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例</u>（昭和44年12月鳥取県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(条例第5条第1項の規則で定める県営土地改良事業)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規則で定める県営土地改良事業は、<u>農地以外への転用が行われる場合</u>にあつては別表第2に掲げる事業とし、畑として区画形質が変更され、又は造成された農地についての開田が行われる場合にあつては別表第3の左欄に掲げる事業で同表右欄に掲げる地区で行われるものとする。</p> <p>(<u>条例第5条第3項</u>の規則で定める面積)</p> <p>第5条 <u>条例第5条第3項</u>の規則で定める面積は、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>(<u>特例分担金</u>の免除の申請)</p> <p>第6条 <u>条例第5条第3項</u>の規定により<u>同条第1項の分担金</u>（以下「<u>特例分担金</u>」という。）の免除を受けようとする者は、<u>特例分担金免除申請書</u>（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>特例分担金</u>の免除をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>特例分担金</u>免除申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり<u>特例分担金</u>の免除を受けたいので、</p>

<p>申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的外用途に供する目的</p> <p>2 免除を受けようとする特別徴収金の額等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">特別徴収金の額 (10 a 当たり)</th> <th style="width: 15%;">免除を受けようとする土地の面積</th> <th style="width: 15%;">特別徴収金の免除額</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>注 略</p>	事業名	地区名	特別徴収金の額 (10 a 当たり)	免除を受けようとする土地の面積	特別徴収金の免除額	備考							<p>申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 転用目的</p> <p>2 免除を受けようとする特例分担金の額等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">特例分担金の額 (10 a 当たり)</th> <th style="width: 15%;">免除を受けようとする土地の面積</th> <th style="width: 15%;">特例分担金の免除額</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>注 略</p>	事業名	地区名	特例分担金の額 (10 a 当たり)	免除を受けようとする土地の面積	特例分担金の免除額	備考						
事業名	地区名	特別徴収金の額 (10 a 当たり)	免除を受けようとする土地の面積	特別徴収金の免除額	備考																				
事業名	地区名	特例分担金の額 (10 a 当たり)	免除を受けようとする土地の面積	特例分担金の免除額	備考																				

附 則

この規則は、鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第30号）の施行の日から施行する。